

A 語を使えば良い。

法律を作る際には法律用語として適切かの審査があり、欠陥評価を使うことも検討したが法律上の言葉としては不適切と判断。結局、健全性評価という言葉になつた。

Q 米国のA S M Eは維持基準についてどのような表現を使つているのか。

A 正確ではないが、欠陥、き裂など性状に応じて幾つか定義があつたと思う。

意見 米国ならやはりそういう言葉を使つているのでは。日本流なら維持規格、維持基準というような表現になりがち。

従来は金属疲労などが予想される機器を計画的に交換してきたが、国は管理面では楽と思う。今後は、健全性評価制度、国際規格の指導、チエックする陣容とその教育は大変なことだが、ぜひやつてもらいたい。今まで単に交換してきたことで検査官に実力が備えられているか心配。

10月から新しい制度になるわけだが、きつととした決まり、規格から着手しないとかなか先へ進まないのでは。

今後はもつと背の高い維持基準、規格になると思うが、規格ができることがあります

第一と思う。

意見 去年9月、刈羽村議会での保安院の説明会の時、そん

なことは30年前にやれというヤジが飛んだという話がある。ここに出ている欠陥評価の導入以外は、本来なら30年前のスタート時に整備すべきだつたと言う意味で言つたと思う。

法律用語云々と突っぱねている以上は、国の体质は変わらないと強く感じた。

わかりやすさなどを同時に満たすのは難しいが、応える責務がある。できればこういう情報の共有をして原子力安全に対する価値観を共有できるよう形に持つていきたい。

そういう意味では、こういう色々な形のプロセスを通じて、皆さんの批評を頂き改善していきたい。

Q 今まで保安院の活動自体が

見えていなかつた。具体的な説明でないと、安心は生まれてこない。例えば、柏崎の事務所は今までどうで、それが

10月からどう変わるのか。

トラブルがあつた場合、東

電もそうだが、一般に対しても下した評価をきちんと伝えるのも保安院の仕事であり、そこをもつと強化して欲しい。

マスコミ経由ではマスコミの感情が入り、曲がつて伝わる。人員は省庁再編前後の比較

に大きな事故時には15分以内に通報、本省にも連絡する体制をとる、防災センターをつくるなど、色々な活動を増やしている。

10月1日に大きく変わるのは、独立行政法人原子力安全基盤機構。420名の人員を置き、事業者の定期事業者検査を見ていく。検査官も40名程増やすが、メーカーや電力の方を中途採用し、発電所を実際に造つてきたプロの人が検査官として毎日巡視し、非常に厳しい目で見ていくよう質の向上も図る。

Q

定期事業者検査での健全性評価結果の国への報告先、結

果の良否の判断、ファイードバックは? 健全性評価小委員会のメンバーはどういう人か。

A

き裂が発見された場合、き裂の評価は具体的な規格書に基づき事業者が行い、結果は保安院に報告する。健全性評価の対象設備は定期検査の対象でもあるので、ひびの評価結果が適切か国の定期検査とエックしている。以前と比べて確認することになる。

仮に国の評価の結果、事業

に大きな事故時には15分以内に通報、本省にも連絡する体制をとる、防災センターをつくるなど、色々な活動を増やしている。

10月から新規の事務所には9名おり、日々、発電所を巡回、チェックしている。以前と比べて土・日も巡回をする、非常